

## 秦野市キャッシュレス決済導入業務に係る要件定義書

### 1 件名

秦野市キャッシュレス決済導入業務

### 2 目的

秦野市（以下「当市」という。）では、現在、一部の窓口でキャッシュレス決済を導入しているが、更なる市民サービスの向上、業務の効率化及び行政のデジタル化を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

主な業務内容は次のとおりとする。

#### (1) キャッシュレス決済端末の導入

- ア POSシステムを有したキャッシュレス決済端末の導入
- イ キャッシュレス決済端末のセットアップ
- ウ 運用業務に必要なマニュアル及び操作研修等の提供
- エ 運用、機器保守の実施
- オ その他、本業務に必要なもの

#### (2) キャッシュレス決済を行った対象の歳入科目等に係る地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務

### 4 導入機器の要件

#### (1) 機能要件

ア POSシステムを有し、各種集計、データの蓄積機能を備えていること（契約期間中はデータ保管ができること）。

また、売上情報のデータベース化やこれらの情報の集計処理を機械的に処理する機能を有すること。（インターネットクラウド上の専用サイト等による対応も可とする。）

イ 4G/LTE等の通信機器を内蔵し、端末単体で決済ネットワークに接続できる機能を有していること。

ウ クレジットカード決済、電子マネー決済、コード決済のキャッシュレス決済が可能であること。

また、コード決済は二次元コード・バーコードの読み取りが可能であること。

エ インターネットクラウド上の専用サイト等から、設置拠点ごとに日計、月計、年計の集計・ダウンロードが可能であること。

また、管理者権限を有するアカウントでは、すべての設置拠

点のデータについて、集計・ダウンロードが可能であること。  
オ レシートプリンタを機器内に有し、端末からレシート発行が可能なこと。

カ 設置場所によっては狭いスペースに設置をする場合もあるため、可能な限り省スペース化されたものであること。

キ 取扱種目（各種証明書発行手数料等）ごとの商品登録が可能であること。

また、そのメンテナンス（商品追加、削除、名称変更、金額修正等）が市で行えること。

ク 任意の決済種別（当市電子地域通貨）について、現金及び任意の種別（当市電子地域通貨）の追加が可能なこと。

また、追加した決済種別はPOSシステムと連動し、集計処理ができること。

ケ 単価が固定でない商品に対して、窓口で任意の金額を入力して販売ができること。

コ キャッシュレス決済の誤り等発生時に取消処理が容易に行えること。

また、キャッシュレス決済の取消処理ができない場合は、代替案（現金での返金等）を提案すること。

## (2) 非機能要件

本契約により知り得た当市に関する情報は本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他の者に漏洩してはならない。本システムの納品を完了した後においても、また同様とする。

## 5 導入する機器の数量等

導入する機器の数量及び設置場所の一覧は「別表1」のとおり。

また、調達物品は全て新品とし、初期導入に係る契約の納品物として取扱う。

## 6 指定納付受託業務について

受託事業者（参加申出書で歳入等の納付に関する事務に係る事業者を指定している場合はその事業者）は、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務（以下「納付事務」という。）を行うこと。

(1) 決済手数料

納付事務に係る決済手数料の料率は提案によるものとする。

(2) 手数料等売上の納付方法等

ア クレジットカード等により決済した手数料等売上（以下「売上」という。）は原則各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、当市が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。この方法に対応できない場合、代替案を提案すること。

イ アで指定する口座は設置場所ごとに個別に指定できること。

ウ アで納付された売上に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、原則、納付確認後、指定納付受託者が、収納金から指定納付受託業務の取扱手数料を差し引いた金額を、市指定口座に振り込む方法（繰替払）で支払うものとする。この方法に対応できない場合は、指定納付受託者からの請求を受け支払うものとする。

なお、この請求額に1円未満の端数が出たときはこれを切り捨て、若しくは四捨五入するものとする。

エ アの振込手数料は、原則受注者が負担すること。

(3) 不正使用への対応

キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策及び保証制度を有すること。

(4) 決済手別及び決済ブランド

取り扱う決済手別等の種類は次のとおりとし、決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

なお、各決済ブランドの利用について、必要な登録手続を代行すること。

No.	決済手別	概要
1	クレジットカード決済	取り扱う国際ブランドは、少なくともVISA、JCB、MasterCardに対応可能であること。（その他のブランドは提案による）
2	電子マネー決済	交通系電子マネー（Suica、PASMO）、流通系電子マネー（nanaco、WAON）を含む5つ以上に対応可能であること。（提案による）
3	コード決済	PayPay、楽天ペイ、d払いを含む5つ以上に対応可能であること。（提案による）

## 7 保守要件

### (1) 保守体制

保守体制について、カスタマーセンターなどの1次受付や責任者・保守内容及び保守依頼時の連絡先等を明記した体制表を提出すること。

### (2) 保守対応時間

8時から20時（年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

### (3) 保守内容

想定する保守内容は次のとおり。

また、詳細なサポート体制等については、提案すること。

ア 当市からの問い合わせ対応。（項目名変更・追加等の設定変更を含む。）

イ 定期的な機器及びシステムのメンテナンス

ウ 障害発生時・機器故障時の対応

## 8 マニュアルの提供

次のマニュアルを提供すること。

### (1) 運用操作マニュアル

### (2) システム管理用マニュアル

## 9 セキュリティに関する要件

### (1) セキュリティ対策について

ア P C I D S Sの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種を提案すること。

イ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。

ウ P O Sシステムは、ウイルス感染対策等のセキュリティ対策のほか、会計データの滅失がないよう対策を講じること。

### (2) 不正アクセス対策について

ア 使用するOSなどのソフトウェアは、最新のセキュリティプログラムを適用し、最新の状態に保つこと。

イ 最新のセキュリティ動向を注視し、プログラム強化やシステム設定の確認、情報漏えい等を防止するための対策に漏れがないかの点検等、不正アクセスを防ぎ、情報セキュリティを確保するために十分な対策をシステム全体に対し行うこと。

ウ システムの脆弱性が発見された場合は、直ちに対策を行うとともに被害の有無について調査を行うこと。

(3) 個人情報の取扱いについて

ア キャッシュレス決済端末の導入に係る事業者は、本委託業務を処理するために個人情報および特定個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令を遵守すること。

イ キャッシュレス決済端末の導入に係る事業者は、本委託業務を処理するために個人情報および特定個人情報を取り扱う場合は、次のいずれかの認証を事業開始時まで取得していること。

- ・ 個人情報保護マネジメントシステム（Pマーク若しくはJISQ15001）
- ・ ISMS（ISO/IEC27001）
- ・ JISQ27001

1.0 秘密保持に関する要件

(1) 業務遂行上、直接又は間接に知り得た一切の情報について、当市の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供しないこと。

なお、本業務の終了後においても同様とする。

(2) 業務遂行の目的以外の目的で、当市の事前承諾なしに、機密情報の全部又は一部の複写複製等を行わないこと。

(3) クレジットカード情報等の顧客個人情報を扱う場合は、保管、管理に万全を期し、漏えい防止のため適切な措置を講じること。

1.1 再委託の禁止

本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、予め再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲について記載した書面を発注者に提出し、了承を得たうえで、本委託業務の一部を再委託することができる。また、再委託者には受注者と同等の義務を課すこと。

1.2 その他

(1) 本書の要件に適合しない部分がある場合は、代替となる機能や対応策等について適切に説明ができること。

(2) 本書に定めのない事項、又は内容に疑義が生じた場合には、その都度、当市と協議すること。

## (別表 1)

## 導入する機器の数量等

No.	名称	所在地	数量	過去の 年間取扱件数及び金額 ※	
				件数 (件)	金額 (円)
1	秦野駅連絡所	秦野市今川町 1-2-303	1台	32,300	10,240,000
2	渋沢駅連絡所	秦野市曲松 1-1-1	1台		
3	東海大学前駅連絡所	秦野市南矢名 1-1-1	1台		
4	鶴巻温泉駅連絡所	秦野市鶴巻南 1-1-6	1台		
5	はだの丹沢 クライミングパーク	秦野市戸川 1398	1台	18,300	9,610,000
6	クアーズテック秦野 カルチャーホール	秦野市平沢 82	1台	15,900	46,770,000
7	宮永岳彦記念美術館	秦野市鶴巻北 3-1-2	1台	28,400	1,320,000
8	サンライフ鶴巻	秦野市鶴巻 1768-1	1台	10,500	5,790,000
9	みどりこども園	秦野市緑町 16-2	1台	1,800	7,800,000
10	ひろはたこども園	秦野市下大槻 138	1台		
11	すえひろこども園	秦野市末広町 6-35	1台		
12	つるまきこども園	秦野市鶴巻 2248-1	1台		
13	しぶさわこども園	秦野市渋沢上 1-12-2	1台		
14	里山ふれあいセンター	秦野市羽根 988	1台	1,200	320,000
15	環境資源対策課 (環境資源センター)	秦野市名古屋 409	2台	44,200	32,040,000
16	メタックス体育館 はだの	秦野市平沢 101-1	1台	261,100	47,720,000
17	カルチャーパーク 管理事務所	秦野市平沢 148	1台	201,500	26,440,000
18	N I T T A N パーク おおね	秦野市鶴巻 940	1台	189,100	32,510,000
19	貸出用	-	1台	-	-
合計			20 台	804,300	220,560,000

※年間取扱件数及び金額の20%以上をキャッシュレス決済として見込む